

# 人権週間

12/4日日～10日土

・竹原市人権標語

寄り添えば 生きる喜び 和の連鎖

一般の部  
入選作品



令和4年度  
啓発活動重点目標 「誰か」のこと じゃない。

## 啓発活動 強調事項

- 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- 部落差別（同和問題）を解消しよう
- アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- 外国人の人権を尊重しよう
- 感染症に関する偏見や差別をなくそう
- ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者の人権を守ろう
- 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう
- インターネット上の人権侵害をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- 性的指向及び性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別をなくそう
- 人身取引をなくそう
- 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう
- 大久野島の毒ガスについて学習し平和の尊さを発信しよう

## 「差別のない明るく住みよいまちづくり」をめざして

1948年（昭和23年）12月10日、国際連合第3回総会において、「世界人権宣言」が採択されました。この宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標ないし基準を国際的にうたった画期的なものです。

国際連合は、採択日である12月10日を「人権デー」と定め、国内でも毎年12月4日～10日までの1週間を「人権週間」とし、人権尊重思想の普及・高揚に努めています。しかし、今なお、新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種に関する偏見や差別、インターネット上の人権侵害、いじめや子どもの虐待等、障害のある人や外国人に対する偏見や差別など、様々な人権問題が存在しています。

これらの問題を解決し、国連の持続可能な開発目的（SDGs）が掲げる「誰一人取り残さない」社会を実現するには、私たち一人ひとりが人権尊重の重要性を改めて認識し、他人の人権に配慮した行動をとることが大切ではないでしょうか。

竹原市においても、「竹原市人権教育・啓発基本計画」に基づき、「差別のない明るく住みよいまちづくり」を実現するために、市政のあらゆる施策に人権尊重の精神を活かすことをめざしています。